

資料2-2

実証機関選定の考え方(案)

「環境技術実証モデル事業」実施要領に基づき、平成 16 年度においては、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に実証機関を募集することとされている。

環境技術実証モデル事業 化学物質簡易モニタリング技術ワーキングにおける実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて検討を行うことが必要であると考えられる。

1. 経理的基礎について

平成 16 年度の実証機関は地方公共団体を対象に募集する予定であるため、本項目に関する定めを特に設けないものとする。なお、民法第 34 条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を含めて実証機関を募集する場合は、再度検討するものとする。

2. 組織・体制について

本環境技術実証モデル事業における実証機関として、必要な体制が構築できること。
本モデル事業に関連する各機関・組織において、組織間の具体的な役割分担、責任が明確であること。

本モデル事業に関連する各機関・組織において、役割を遂行するのに十分な人員等が確保されていること。

実証の対象とする技術を公募する際、自管区外からの申請についても受付可能なこと。

【申請書類】

- ・ 実証機関としての実施体制

3. 技術的能力について

実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。

実証試験を実施するために十分な試験設備が利用可能なこと。

実証試験を行う人員は、十分な能力を有していること。

4. 公平性の確保について

実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成及び実証試験全体の運営において、実証申請者等による運用が差別的になるおそれがないように、実証試験の運用の公平性が保たれること。

実証申請者の実証試験の申請に係る様式その他の実証試験の申請に必要な情報及びこれらを実証申請者に提供するための手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

職務上知り得た機密の保持手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

5. 公正性の確保について

申請実証機関が、実証対象機器の製造事業又は実証対象機器に関する実証申請者からの

相談に応じ、助言を行う事業その他業務を行うことにより実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

申請実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

【申請書類】

- ・ 実証試験に利用する機器及びその保有状況について
- ・ 実証試験の実施体制に関する補足説明資料